

法務省法制審議会家族法制部会中間試案(予想)と民間法制審議会家族法制部会中間試案との比較

	法務省法制審議会家族法制部会案（予想）	民間法制審議会家族法制部会案
離婚後の親権の在り方	例外共同親権制 ※父母双方の合意があった場合のみ共同親権 ※親権者と監護者（監護権・子の居所指定権）を分離	原則共同親権制 ※親権放棄規定（民法 837 条）の要件（やむを得ない事由）を満たす場合のみ単独親権
婚姻中と離婚時の監護者指定	婚姻中、正常な夫婦でも裁判所による監護者指定が可能 離婚時、一方の親のみを強制的に監護者指定（単独監護制） ※裁判所は親の監護の状況等を考慮し監護者を指定	婚姻中も離婚後も監護者指定禁止（共同監護制）
離婚時に親子交流等に関する強制力のある取決め作成義務	なし	あり ※親子交流等についての取決めを記載した共同監護計画を離婚届と共に提出（提出しないと離婚届不受理）
親子交流の最低基準の規定	なし	あり ※ガイドライン（最低でも隔週の週末等）の法制化
子の連れ去り(外国では誘拐罪)	監護者指定された親による子の連れ去りは合法	原則禁止（配偶者暴力がある場合等は例外）
父母別居後の親子交流	「子の代理人」と称する第三者の介入を許す場合のみ実施 ※「子の代理人」の指示に従わない場合は親子交流停止	第三者による介入なしの交流が原則 ※父母間で親子交流の日程を調整 ※子は父母双方と宿泊付きの交流（旅行も可）
配偶者暴力の申立てがある場合の親子交流の規定	なし	第三者（婦人相談所等）が提供する父母間の連絡調整・子の受渡しサービスを利用しての交流
児童虐待等が認定された親と子の交流の規定	交流禁止	第三者（児童相談所）による監視付きの交流
改正法施行時に親権が喪失している親の救済措置の規定	なし	親権回復を裁判所に申し立てることが可能
ハーグ条約不遵守非難への対応	なし	ハーグ条約の趣旨に反する国内法の規定削除